交通道路室

(1) 総務グループ（道路整備課）

(2) 計画グループ（道路整備課）

(3) 建設グループ（道路整備課）

(4) 幹線道路グループ（道路整備課）

(5) 公共交通計画グループ（都市交通課）

(6) 連立・鉄軌道グループ（都市交通課）

(7) 管理グループ（道路環境課）

(8) 環境整備グループ（道路環境課）

(9) 交通安全施設グループ（道路環境課）

(10) 安全対策グループ（道路環境課）

事　　務　　執　　行　　概　　要

交通道路室では、成長と活力の実現、安全と安心の確保、都市魅力の向上にむけて、

幹線道路や鉄道のネットワークの構築と活用、道路と鉄道の立体交差化等による交通渋滞の解消、地震防災対策の充実や強化、交通安全対策の推進、道路施設の維持管理の充実や強化、道路の無電柱化による景観保全等の都市魅力の向上など、総合的な交通政策の取組みを行った。

予　算　執　行

　　予算の執行にあたっては、地方自治法及び大阪府財務規則その他の関係法令を遵守し、行政効果の向上に常に留意しつつ、下記のとおり適正かつ効率的な予算執行に努めた。

(ｱ) 歳　　　　入

当該年度の歳入額は、一般会計247億3,993万3円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 負担金 | 円2,972,391,712本課収入2,590,900,727予算執行機関収入381,490,985 | ％12.0 | ・道路事業に伴う負担金 |
| 使用料 | 　円2,621,932,067本課収入54,297,588　予算執行機関収入2,567,634,479 | ％　 10.6 | ・道路占用料 |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 手数料 | 円15,591,600本課収入15,591,600 | ％0.1 | ・特殊車両通行許可申請手数料 |
| 国庫補助金 | 円16,237,472,718本課収入16,237,472,718 | ％65.7 | ・道路事業等に伴う国庫補助金 |
| 財産運用収入 | 円37,500,000本課収入37,500,000 | ％0.1 | ・株式配当金 |
| 不動産売払収入 | 円3,205,000　予算執行機関収入3,205,000 | ％　 0.0 | ・未利用地処分に係る売払収入 |
| 物品売払収入 | 　　　　　　　円7,145,987予算執行機関収入7,145,987 | ％0.0 | ・道路の維持管理上で排出された鉄くず等のスクラップ処分 |
| 寄附金 | 　　　　　　　円700,000予算執行機関収入700,000 | ％0.0 | ・光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」道路照明灯の維持管理費への協賛等 |
| 基金繰入金 | 円1,171,320,000本課収入1,171,320,000 | ％4.7 | ・北大阪急行線延伸等に伴う公共施設等整備基金繰入金 |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 貸付金元利収入 | 円470,084,094　本課収入 470,084,094 | ％　 1.9 | ・貸付金償還金 |
| 受託事業収入 | 円516,873,421予算執行機関収入 516,873,421 | ％2.1 | ・道路事業等に伴う受託金 |
| 雑入 | 円685,713,404本課収入660,467,281予算執行機関収入25,246,123 | ％2.8　　　  | ・道路事業の開発者将来負担金や片福連絡線建設事業に伴う補助金の還付等　　　　　　 |
| 合　　　計 | 　　　　　 円24,739,930,003本課収入21,237,634,008予算執行機関執行3,502,295,995 | ％100.0 |  |

(ｲ) 歳　　　　出

当該年度の歳出額は、一般会計502億976万6,825円、特別会計960円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 都市整備総務費 | 円　 27,994,844本課執行27,994,844 | ％0.1 | ・日本道路交通情報センターへの業務委託等事業執行に必要な経費・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 |
| 道路橋りょう費 | 円　 47,857,957,744本課執行1,982,704,726部内他課執行　 54,482,001予算執行機関執行45,703,954,977他部局執行116,816,040 | ％95.3 | ・道路交通量調査・管内国府道の舗装道補修事業等維持管理・管内国府道の道路改良事業等道路整備、交通安全施設等整備事業、国直轄事業負担金・管内国府道の橋りょう補修事業・管内国府道の橋りょう新設事業・（独）日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資金・街路事業、連続立体交差事業、モノレール道整備事業　　　　　等 |
| 交通対策費 |  円2,319,199,946本課執行2,319,199,946 | ％4.6 | ・大阪外環状線鉄道整備事業、地下鉄補助・交通対策指導に伴う経費　　　　　　　　　　　　　　等 |
| 一般管理費 | 円2,691,145本課執行2,691,145 | ％0.0 | ・非常勤職員雇用に必要な事務費・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 等 |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 障がい者福祉推進費 | 円1,758,026本課執行1,758,026 | ％0.0 | ・非常勤職員雇用に必要な事務費 |
| 防災総務費 | 円1,440本課執行 1,440 | ％0.0 | ・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 |
| 青少年指導費 | 円8,160本課執行8,160 | ％0.0 |
| 賦課徴収費 | 円51,840本課執行51,840 | ％0.0 |
| 徴収機構運営費 | 円1,920本課執行1,920 | ％0.0 |
| 消防学校運営費 | 円480本課執行480 | ％0.0 |
| 社会福祉総務費 | 円28,320本課執行 28,320 | ％ 0.0 |
| 公衆衛生総務費 | 円39,360本課執行 39,360 | ％ 0.0 |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 商工業振興費 | 円12,960本課執行12,960 | ％0.0 | ・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 |
| 農業総務費 | 円7,680本課執行7,680 | ％0.0 |
| 漁港費 | 円3,360本課執行3,360 | ％0.0 |
| 環境保全対策費 | 円960本課執行960 | ％0.0 |
| 動物愛護畜産振興費 | 円3,360本課執行3,360 | ％0.0 |
| 家畜保健衛生費 | 円480本課執行480 | ％0.0 |
| 事務局費 | 円960本課執行960 | ％0.0 |
| 教育センター費 | 円1,920本課執行1,920 | ％0.0 |
| 私学振興費 | 円960本課執行960 | ％0.0 |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 図書館費 | 円2,400本課執行2,400 | ％0.0 | ・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 |
| 合　　　計 | 円50,209,766,825本課執行4,334,513,804部内他課執行　 54,482,001予算執行機関執行45,703,954,977他部局執行116,816,040 | ％100.0 |  |

箕面北部丘陵整備事業特別会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 土地区画整理事業費 | 円　 　　 　960本課執行 960 | ％100.0 | ・大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 |
| 合計 | 円　 　　　 960本課執行 960 | ％100.0 |  |

 (1)　総務グループ

室の人事管理、予算執行、一般庶務、職員の衛生管理に関する事項等の適正な執行に努めるとともに、交通道路事業の円滑な推進を図るための室内外の連絡調整に努めた。

**ア．人事管理**

服務規律の厳正を期し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務の遂行を期すとともに、職場の明朗化と事務処理効率の向上に努めた。

**イ．職員の衛生管理**

常に職場環境の整備改善を図り、室員の健康保持と疾病予防に努めた。

**ウ．自動車運転代行業の認定同意**

　　　「地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次分権一括法）」により、国土交通大臣が地方運輸局長に委任していた事務・権限が、平成27年度から都道府県知事へ移譲された。これにより、自動車運転代行業の認定申請について、府公安委員会との事前協議・同意を行った件数は10件である。

**エ．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 都市整備管理費補助金 | 道路事業に関する市町村指導に係る国庫補助金 | 円　　　　　3,821,000（本課収入）令和元年度602,000平成30年度92,000 | 道路法 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう費補助金 | 道路、街路事業、連続立体交差事業、モノレール道等整備事業等に伴う国庫補助金 | 円　　　　　　　　　16,233,651,718（本課収入）令和元年度17,399,080,621平成30年度20,040,356,000 | 道路法等 |
| 都市整備費雑入 | 行政文書等複写費用　他 | 円19,529（本課収入）令和元年度14,442平成30年度22,888 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 都市整備総務費＜建設事業事務費＞＜市町村指導監督費＞ | 日本道路交通情報センターへの業務委託等事業執行に必要な経費を支出 | 　円27,918,044（本課執行）令和元年度28,056,134平成30年度26,989,642 |  |
| 各種協会負担金＜道路橋りょう費＞ | 都市の健全な発展と交通網の整備事業を円滑に遂行し、また、道路改良事業等各種事業の企画調査研究及び視察事業等を行うため各種協会及び団体に加入し、併せて道路整備の促進を期するなどの目的で、各協議会等に対して、会費又は負担金を支出 | 円486,310（本課執行）令和元年度685,543平成30年度560,974 |  |
| 国直轄事業負担金＜道路橋りょう費＞ | 国土交通大臣が管理する国道1号、26号、163号等の改築等に要する経費及び八尾空港の滑走路及び誘導路等の更新・改良に要するに対し、地元負担金を支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　  | 円1,720,829,219（本課執行）令和元年度1,735,894,909平成30年度1,316,602,364 | ・高速自動車国道法施行令・道路法施行令・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令・電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令・空港法・地方財政法 |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 一般管理費 | 非常勤職員の雇用に必要な事務費や新任職員等の赴任旅費を支出 | 円2,690,185（本課執行）令和元年度1,173,782平成30年度1,369,556 |  |
| 障がい者福祉推進費 | 非常勤職員の雇用に必要な事務費を支出 |  円1,758,026（本課執行）令和元年度1,513,007平成30年度786,004 |  |

(2)　計画グループ

大阪府の交通道路政策を推進するため、主に次の業務を行った。

・交通道路室予算の確保に加え、国の補助・交付金制度について、大阪府（府内市町村含む）の実態に即した配分や重点化が図られるよう国へ意見・提案を行うとともに、今後の交通道路政策について調整した。

・大阪府都市整備中期計画（H23～R２）の道路施策における進捗状況や効果の点検結果、および取り巻く社会情勢を踏まえ、「大阪・関西のさらなる成長・活力の実現」、「防災・減災、安全・安心の強化」、「都市魅力の向上と住みよい環境づくり」を柱として、令和３年度から10年間を対象とした道路の整備計画をとりまとめ、大阪府都市整備中期計画（R３～R12）に盛り込んだ。

・2025年大阪・関西万博を契機として、国内外からの来阪者など多様な自転車利用者が、広域的に安全、快適に周遊できる環境の創出に向けて、自転車の通行環境の充実を図るための検討を実施した。

・来訪者が歴史街道を知り、歩いて親しみ、その魅力に触れてもらう取組みのほか、日本遺産竹内街道・横大路（大道）において、地域内外への魅力発信等、沿道地域の活性化に取り組んだ。

**ア．事務執行概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 交通安全施設等整備費＜道路橋りょう費＞ | 国内外からの来阪者など多様な自転車利用者が、広域的に安全、快適に周遊できる環境の創出に向けて、自転車の通行環境の充実を図るための検討を実施 | 円14,465,000(他部局執行)　 |  |
| 一般自動車道関連事業費＜道路橋りょう費＞ | 一般自動車道に係る測量・調査・工事等に伴う他人の土地への立入許可等に関する事務の、市町への権限移譲に伴う交付金の支払 | 円210,000(本課執行)令和元年度188,000平成30年度155,000 |  |

1. 歳　　　出

(3)　建設グループ

大阪・関西の成長や府民の安全・安心なまちづくりをめざし、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等により、府内の道路網の骨格となる都市計画道路及び国道、府道46路線の整備を継続して実施した。

令和２年度は、都市計画道路大阪住道線について車道分を４車線で供用するとともに、都市計画道路十三高槻線などの整備を推進した。

国道については、和歌山県との府県間道路となる国道371号や、府域の環状線機能強化のため、国道170号（若樫工区）の４車線化の整備を推進した。また、府道については、大阪中央環状線の鳥飼大橋の架替事業が完成したほか、泉佐野岩出線の交差点改良などを着実に推進した。

また、府域全体の社会資本整備を推進するため、府内市町村が施行する道路・街路事業の指導監督を行った。

令和２年度の事務執行概要は次のとおりである。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路改良事業受託金 | 新名神高速道路事業に伴う西日本高速道路（株）等からの受託金収入 | 円15,210,675（予算執行機関収入）令和元年度43,843,577平成30年度38,937,673  | 協定による |
| 街路事業使 用 料 | 国道423号等の行政財産使用料からの収入 | 円　 100,587,657（予算執行機関収入）令和元年度48,575,097平成30年度26,489,060 | 大阪府公有財産規則 |
| 街路事業負担金 | 大阪住道線等の電線共同溝整備工事に伴う関西電力等からの負担金収入 | 円　 4,769,524（予算執行機関収入） | 街路事業負担金 |
| 街路事業受託金 | 大和川線関連事業に伴う堺市等からの受託金収入 | 円466,551,108（予算執行機関収入）令和元年度523,517,974　 平成30年度3,691,794,884 | 協定による |
| 道路改良事業不動産売払収入 | 　国道170号の未利用地処分による収入 | 円3,205,000(予算執行機関収入) |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路改良費＜道路橋りょう費＞ | 社会資本整備総合交付金等により、国道371号外31路線の道路改良事業を実施 | 円10,668,605,700 （本課執行） 　　　 3,550,250（予算執行機関執行）　 　10,579,233,744　 （他部局執行）　　　　 85,821,706令和元年度11,430,445,405平成30年度16,203,539,785 |  |
| 街路費＜道路橋りょう費＞ | 　社会資本整備総合交付金等により、十三高槻線外13路線の街路築造工事等を実施 | 円4,295,784,098　 （予算執行機関執行）4,288,643,892（他部局執行） 7,140,206令和元年度10,698,568,888平成29年度13,529,421,314 |  |

(4)　幹線道路グループ

広域道路ネットワークや都市高速道路ネットワークを形成する、府域の幹線道路の総合的な整備を推進するため、以下の業務を行った。

①国土交通省近畿地方整備局に関する業務

・第二阪和国道及び国道163号清滝生駒道路整備事業、国道165号香芝柏原改良事業、

　淀川左岸線延伸部事業、第二京阪道路事業

②西日本高速道路(株)に関する業務

・新名神高速道路事業及び関連道路事業

・南阪奈道路事業

・淀川左岸線延伸部事業

③阪神高速道路(株)に関する業務

・大和川線及び関連事業

・淀川左岸線（２期及び延伸部）事業

・信濃橋渡り線（西船場ジャンクション）事業

・阪神高速道路の渋滞・環境対策についての調整

④(独)日本高速道路保有・債務返済機構に関する業務

・阪神高速道路に関する出資・貸付

⑤大阪府道路公社に関する業務

・大阪府道路公社の貸付金業務

・大阪府道路公社の経営改善

・大阪府道路公社の料金施策

・大阪府道路公社の路線移管に伴う資産・管理引継等

・地方有料道路問題連絡協議会等における協議調整等業務を行い、整備促進のための

ＰＲ活動及び国等へ要望活動等を実施。

⑥近畿圏高速道路の機能強化

　　・近畿圏高速道路における利用しやすい料金体系の実現に向け、道路公社路線である

箕面有料道路の高速道路会社への移管について、箕面有料道路の受けとなる新御堂筋の機能強化の方策を、国などと検討。

　・近畿圏の環状ネットワーク形成に必要な路線（淀川左岸線２期及び延伸部）の早期整備に向けて、経済界と自治体が連携し、国等への要望活動を実施。

⑦その他

・松原ジャンクション周辺の環境整備について、関係機関、地元市及び地元住民等と調整。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 区分 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 渋滞対策特定都市高速道路整備資金貸付金償還金 | 償還 | 阪神高速道路に係る渋滞対策特定都市高速道路整備事業に対し、平成13年～15年度に行った貸付のうち、今年度分の償還金の返済 | 　　 円99,962,922（本課収入）令和元年度100,946,922平成30年度100,946,922 | 渋滞対策特定都市高速道路整備事業における大阪府道高速大和川線及び密接関連道路関連道路堺松原線の整備にかかる貸付金に関する基本協定 |
| 大阪府道路公社貸付金償還金 | 償還 | 箕面有料道路に係る無利子貸付金（平成14年度～19年度）のうち、今年度分の償還金の返済 | 　　　　　　　　　円360,000,000　　　　 （本課収入）令和元年度360,000,000平成30年度360,000,000 | 金銭消費貸借契約 |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　事　業　名 | 区分 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 阪神高速道路建設費＜道路橋りょう費＞ | 出資 | 阪神高速道路建設費等に係る出資を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対して実施 | 　円104,000,000（本課執行）令和元年度481,000,000平成30年度513,000,000 |  (独)日本高速道路保有・債務返済機構法 |
| 道路改良費＜道路橋りょう費＞ | 負担金 | 新御堂筋機能強化の方策を検討するため、淀川左岸線延伸部の完成や、リニア中央新幹線の全線開業等の各フェーズにおける交通量推計を行った。 | 　円3,939,340（本課執行） |   |

(5)　公共交通計画グループ

　都市の成長・魅力向上や、府民の暮らしの充実を図るため、公共交通に関する取組みの方向性を示した『公共交通戦略』（令和元年11月改訂）に基づき、鉄道ネットワークの充実、公共交通の利便性向上、利用促進に向けた取組みを推進した。

　■公共交通戦略の実現に向けた取組み

　　○鉄道ネットワークの充実

　　　広域的な鉄道ネットワークを形成するなにわ筋線の整備促進や、北大阪急行延伸に伴う地域公共交通の再編に対する関係市町間の調整など、「公共交通戦略」に位置付けた路線の具体化に向けた取組みを行った。

　　○公共交通の利便性向上、利用促進

　　　平成27年度から29年度に作成した相互乗入れ、乗継改善の検討案をたたき台として、鉄道事業者と意見交換や検討を行うとともに、鉄道駅における乗継案内表示など、観光客の受入環境整備に取組む鉄道事業者への補助を行った。

また、クルマから公共交通への利用転換を目的とした啓発、情報発信など、公共交通の利便性向上、利用促進を図る取組みを行った。

また、駅ホームからの転落事故を未然に防止するため、可動式ホーム柵を整備する鉄道事業者への補助を行った。

■地域公共交通の課題への取組み

バスなど各地域の公共交通に関する様々な課題について、市町村・交通事業者・住民などの関係者による協議会に参画し、情報の提供や広域的な観点から調整・提案等の支援を行った。また、国・市町村・交通事業者と問題意識を共有し、共に取り組んでいくために、国土交通省近畿運輸局との共催による大阪府地域公共交通研修会を開催した。

　■駐車場対策の推進

○府営駐車場の効率的な管理運営

府営駐車場（江坂立体駐車場、新石切立体駐車場、茨木地下駐車場）のより効率的な管理運営及び府民サービスの向上を目的に、平成23年度から指定管理者制度を導入し、管理運営している。また、廃止を予定している江坂立体駐車場、新石切立体駐車場について、高架下の有効活用に向けた検討を行った。

○路外駐車場設置（変更）届出にかかる事務費の交付

「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内の全町村へ当該事務の権限を移譲しており、届出にかかる交付金の支払いを行った。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路使用料＜使用料＞ | 府営駐車場の駐車場使用料 | 円54,297,588　（本課収入）令和元年度 81,859,000平成30年度81,108,000 | 府駐車場条例 |

　②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 駐車場管理費＜交通対策費＞ | 路外駐車場設置（変更）届出受理等事務の権限移譲に伴う町村交付金の支払 | 円284,000　（本課執行）令和元年度278,000平成30年度274,000 | 大阪版地方分権推進制度実施要綱 |
| 　事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 公共交通戦略推進＜交通対策費＞ | 乗継駅における、観光客の利便性向上に向けた環境整備に取組む鉄道事業者に対し、事業費の一部を補助廃止を検討している府営駐車場のさらなる有効活用に必要な、既存駐車場施設の価格算定業務を実施 | 円10,631,700（本課執行）令和元年度35,299,000平成30年度24,300,000 | 大阪府公共交通機関等と連携した受入環境整備事業費補助金交付要綱 |
| 大阪圏鉄道網整備費＜交通対策費＞ | 　　なにわ筋線を建設するため、建設主体である関西高速鉄道(株)に対して出資、補助・なにわ筋線整備促進費（出資） 667,150,000円・なにわ筋線整備促進費（補助） 272,480,002円 | 円 939,630,002（本課執行）令和元年度182,397,408平成30年度50,500,000 | なにわ筋線整備事業費補助金交付要綱 |
| 可動式ホーム柵整備費＜交通対策費＞ | 障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確保するため、駅の可動式ホーム柵整備を行う鉄道事業者に対して、国、地元市町とともに補助（補助対象駅）大阪市高速電気軌道㈱：江坂駅、淀屋橋駅、新大阪駅、本町駅京阪電気鉄道㈱：京橋駅 | 円85,108,000　　（本課執行）令和元年度4,996,000平成30年度105,066,000 | 大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱 |

(6)　連立・鉄軌道グループ

連立・鉄軌道グループにおいては、都市交通の安全性の向上と円滑化を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、鉄道と道路を連続的に立体交差化する連続立体交差事業を実施した。また、大阪モノレールについては、広域的な鉄道ネットワークの形成と沿線地域の活性化を目的として、延伸に向けた調査・設計等を実施するとともに、供用区間の予防保全対策を実施した。

さらに、『公共交通戦略』に基づき鉄軌道の整備促進や鉄道施設における耐震補強の取組みを実施した。

**ア．軌道法等行政監督事務**

　　　軌道法等に基づく軌道運輸施設事業の指導監督について、次のとおり処理した。

①軌道法等に基づく申請処理件数

|  |  |
| --- | --- |
| 経　営　者 | 処　　　理　　　件　　　数 |
| 大阪市高速電気軌道㈱ | 工事方法書記載事項変更認可申請等　14件 |
| 大阪モノレール㈱ | 工事方法書記載事項変更認可申請等　 7件 |
| 阪堺電気軌道㈱ | 工事方法書記載事項変更認可申請等　 3件 |
| 北大阪急行電鉄㈱ | 工事方法書記載事項変更認可申請等　 3件 |

1. **事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう費負担金 | ・連続立体交差事業に伴う地元市負担金及び鉄道負担金2,575,627,351円　・大阪モノレール延伸事業に伴う地元市負担金　17,225,880円　　 | 円2,592,853,231　（本課収入）2,575,627,351（予算執行機関収入）17,225,880 令和元年度2,341,373,000平成30年度1,770,074,920 |  |
| 都市計画費貸付金元利収入 | ・大阪外環状鉄道㈱からの貸付金利子償還金平成30年度・大阪外環状鉄道㈱からの貸付金利子償還金・大阪市からの貸付金償還金 | 　　　円10,121,172（本課収入）令和元年度10,012,864平成30年度1,819,207,910 |  |
| 公共施設等整備基金繰入金 | ・モノレール道インフラ修繕に伴う公共施設等整備基金繰入金27,488,000円・大阪モノレール延伸に伴う公共施設等整備基金繰入金101,832,000円・北大阪急行線延伸に伴う公共施設等整備基金繰入金1,042,000,000円 | 1,171,320,000円（本課収入）令和元年度2,477,969,407平成30年度2,047,169,665  |  |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 都市整備費雑　　　　　入 | ・片福連絡線建設事業還付金659,704,053円・大阪府補助金交付規則第19条に基づく返還金743,699円平成30年度、令和元年度・モノレール車庫用地にかかる国有資産等所在市町村交付金 | 　円　660,447,752 （本課収入）令和元年度643,449,940　平成30年度643,887,125　 |  |
| 利子及び配当金 | 北大阪急行電鉄㈱株式配当金 | 円37,500,000（本課収入）令和元年度37,500,000平成30年度37,500,000  |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路維持修繕費＜道路橋りょう費＞ | モノレールのインフラ部に関する維持修繕に係る負担金を大阪モノレール㈱に対して支出 | 円46,511,300 　 （本課執行）令和元年度40,381,400平成30年度52,210,939 |  |
| 連続立体交差費＜道路橋りょう費＞ | 　継続中の近鉄奈良線（東大阪市）外3箇所の高架化事業を実施 | 円11,081,883,755（予算執行機関執行）令和元年度11,261,658,535平成30年度9,678,174,452 |  |
| モノレール道整備費＜道路橋りょう費＞ | 　大阪モノレール（L=28.6km）の予防保全対策工事等を実施するとともに、大阪モノレール延伸（門真市－瓜生堂）に向けた調査・設計等を実施・大阪モノレールの予防保全対策工事等731,650,924円・大阪モノレール延伸に向けた測量、設計、工事等1,264,257,032円 | 円1,995,907,956　 （予算執行機関執行）令和元年度1,080,638,060平成30年度668,976,700 | 都市計画法都市モノレールの整備の促進に関する法律 |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 大阪圏鉄道網整備費＜交通対策費＞ | 放射状鉄道を相互に結び新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状線鉄道の事業促進を図るため、同鉄道の建設主体である大阪外環状鉄道㈱(第3セクター)に対し、補助、貸付・大阪外環状線鉄道建設補助金 18,737,000円・大阪外環状線鉄道建設貸付金87,378,000円 | 円106,115,000（本課執行）令和元年度301,658,220平成30年度3,117,330,000 | 大阪府大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱 |
| 鉄道地震防災　対策費＜交通対策費＞ | 鉄道利用者の安全確保を図るため、鉄道施設における耐震補強について、国及び地元市町と協調して鉄道事業者に対し補助（補助事業者：駅・路線）近畿日本鉄道㈱：布施駅、長田駅、奈良線、大阪線京阪電気鉄道㈱：萱島駅、京阪本線阪急電鉄㈱：大阪梅田駅阪神電気鉄道㈱：西九条駅、阪神なんば線大阪市高速電気軌道㈱：江坂駅、長田駅、中央線北大阪急行電鉄㈱：南北線 | 円121,024,000　　（本課執行）令和元年度129,155,500平成30年度82,773,000 | 大阪府鉄道安全対策事業費補助金交付要綱 |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 北大阪急行整備促進費＜交通対策費＞ | 北大阪急行線延伸事業促進のため、事業主体である箕面市に対して補助 | 円1,042,000,000（本課執行）令和元年度2,438,443,000平成30年度2,000,000,000 | 大阪府北大阪急行線延伸事業費補助金交付要綱 |

(7)　管理グループ

近年、道路をめぐる地域住民の要望は、ますます複雑多様化しており、道路を良好に維持管理し、安全性及び快適性を確保しつつ、その利用の効率化を図ることが重要である。

このため、道路の区域変更及び供用開始等の基本的な事務はもちろんのこと、公益物件収容の占用許可及び協議、さらには不用物件の処理等の財産管理事務を円滑に処理するとともに、道路パトロールを実施するなど、適正な道路管理に努めた。

**ア．道路の区域決定・変更、供用開始**

　　　道路の新設、改築工事等に伴う区域決定・区域変更及び供用開始を処理した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 路　線　名 | 告　示　回　数 | 備　　　考 |
| 府道大阪中央環状線ほか | 令和２年４月20日付け大阪府告示第651号ほか48件 | 区域変更　41回供用開始　27回 |

**イ．道路の占用許可**

　　　道路は日常生活に不可欠であり、常時一般交通の円滑な機能を全うできるよう、その構造保全に努めているが、道路は単なる交通のためだけの施設ではなく、各種開発事業の発展に伴う上下水道管等公益物件の収容の場ともなっている。

　　　ついては、道路本来の使命である一般交通の用に供する機能を阻害しない範囲で、公益物件等の収容について道路法の規定に基づく占用の許可を行っている。これらの行為については、土木事務所長にその権限を委任している。

　**ウ．特殊車両の通行許可**

特殊な構造の車両、あるいは幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両は、道路法第47条の２の規定に基づき、道路管理者が必要上やむを得ないと認める場合に限って、必要な条件を付して、通行を許可できるとされている。令和２年度に許可した件数は、次のとおりである。

なお、車両の大型化等から年々増加傾向にあることなど諸課題に対応するために、平成30年４月より、７土木事務所において処理していた通行許可事務を本庁に集約化している。

特殊車両通行許可件数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 前年度繰越件数 | 受理件数 | 合計 | ２年度許可件数 | ２年度不許可件数 | 取下件数 | 次年度繰越件数 | 証紙手数料 |
| （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （円） |
| 704 | 5,004 | 5,708 | 5,474 | 12 | 0 | 222 | 15,591,600 |

**エ．都市計画法第32条の規定に基づく道路管理者への協議**

　　　沿道宅地造成等の開発許可を申請しようとするものから都市計画法第32条の規定により同意を求められたものについて処理した件数は次のとおりである。

　　　 協議者　個人　計２件

**オ．道路法の規定に基づく国有財産の処分等**

　　　現行道路法が施行（昭和27年）されるまでは、府道を始めとするすべての地方道は国の営造物であったため、道路敷地の所有形態はほとんど国有であった。

旧道路法当時に認定された道路が供用廃止されて不用物件となったときは、道路法、国有財産法等の規定に基づき処理することとなるが、財産処分は都道府県が行うこととされている。

○　道路法の規定に基づく譲与

　　　道路の不用物件である国土交通省所管国有財産の処分は、都道府県に委任されており、これに基づく道路法の規定による譲与件数は、次のとおりである。

　　①道路法第90条第２項に基づく譲与

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 件　　数 |
| 大　阪　府 | ２ |
| 交　野　市 | １ |
| 高　石　市 | １ |
| 貝　塚　市 | １ |
| 茨　木　市 | ２ |
| 千早赤阪村 | １ |

②道路法第94条第２項に基づく譲与

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 件　　数 |
| 大　阪　府 | １ |
| 千早赤阪村 | １ |

**カ．道路巡視状況**

　　　最近の交通量の増加により随所に交通渋滞が生じているほか、道路の損傷も著しいものがあるので、あらゆる道路機能の障害原因を除去して交通の確保を図ることが重要である。

　　　これに対処して、道路の損傷箇所、道路の不正使用等を早期に把握し、常時良好な状態に保つため、「大阪府道路監理員及び道路巡視員要領」及び「道路パトロール実施要領」に基づき、道路監理員を任命するとともにこれらの巡視を機動的に行えるよう、各土木事務所に道路パトロール車を配置して管理の万全を期している。

　　　なお、令和２年度の実施状況は、次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 巡視キロ数 | 巡視延人数 | 措置件数 |
| 昼　間 | km260,779 | 人18,115 | 件17,150 |
| 夜　間 | 　　 32,860 | 2,172 |  　　　　927 |
| 合　計 | 293,639 | 20,287 | 　　　18,077 |

**キ．道路運送事務**

　　　路線を定める自動車運送事業について、道路運送法第91条の規定により、道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置につき、近畿運輸局長（又は大阪陸運支局長）あて意見回答を行った件数は次のとおりである。

　　　 一般乗合旅客自動車運送事業に伴う意見回答 12件

**ク．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう使　用　料 | 府内の所管道路において道路敷地の占用につき許可したものからの使用料収入 | 円2,467,046,822（予算執行機関収入）令和元年度2,493,947,535平成30年度　　　2,466,439,540 | 道路法 |
| 道路橋りょう手　数　料 | 府内の所管道路において特殊な車両の通行の許可申請を受理したものからの手数料収入 | 　円15,591,600（本課収入）令和元年度16,829,200平成30年度14,927,400 | 道路法 |
| 道路橋りょう費負担金 | 大阪府と和歌山県をまたぐトンネルの維持管理について「境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書」に基づく負担金の収入 | 　円15,273,376　（本課収入）令和元年度13,749,624平成30年度12,884,131 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路監理費＜道路橋りょう費＞ | 道路の不法占用並びに不法投棄を防止するため、巡視取締りを強化するとともに防護柵の設置等を行い、道路の効率的な管理に努めた。 | 円　　 126,657,829（本課執行）8,791,750（予算執行機関執行）　 　 117,866,079令和元年度86,197,001平成30年度99,073,800 |  |

(8)　環境整備グループ

　　１　道路美化運動

　地域環境を含め、道路の環境保全を行うため、住民等の参加による道路美化運動の輪を広げていくことに努めている。また、府民と協働した道路美化を一層推進するため、地元自治会などが自主的に歩道清掃や緑化などのボランティア活動をするアドプト・ロード・プログラムを平成12年８月より開始。

（1）各種美化キャンペーン

　①　中環をきれいにする日（昭和60年度～）

　　例年、大阪中央環状線全線において、地域住民等とともに一斉清掃を実施しているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

　②　国道480号等リフレッシュ活動（平成14年度～）

　　例年、国道480号の山間部を通行規制し、地域住民とともに一斉清掃を実施しているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

　　（2）アドプト・ロード・プログラム

　　　 　令和２年度末現在の実施状況は、428箇所、約17,800人が登録。

　　２　ＰＰＰ事業

* メイクアップロードOSAKA協賛事業

　　　　　安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するため、企業等からの協働事業等に対する協賛（企画、運営、物品等）制度を確立し推進した。

* 歩道橋リフレッシュ事業

歩道橋の塗替え費用を協賛していただく企業に対して、屋内広告物条例の範囲内で歩道橋の側面に企業への道先案内を表示する協働事業で、平成17年度より実施。

（平成17～令和２年度：13箇所）

* 光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」

道路照明灯１本当たり、２万円/年を協賛していただくほか、照明灯の球切れなどの日常点検に協力いただける企業の名称やロゴを照明灯に掲出するもので、令和２年度までに、のべ76企業・団体、184本で実施。

３　計画的な道路維持管理の推進

　　　○　沿道環境改善事業

　　　騒音・大気汚染等の道路環境への影響に対応し、沿道環境の改善を着実に進める必要があるため、騒音の状況や舗装面の損傷度を勘案して、国庫補助の導入等により低騒音舗装を実施。

　　　○　道路維持・修繕事業

　　　社会資産としての道路の構造、機能を保全し、安全で安心な道路交通の確保や道路機能・美観の保持、沿道環境の保全を目的として、効率的で効果的な道路清掃の強化、堆積塵芥土砂の除去、交通安全施設（照明灯やガードレール、横断歩道橋）等の補修を実施。

* 舗装道補修事業

安全で安心な道路交通の確保や道路機能の保持を目的として、舗装面にひび割れや轍ぼれなどが発生している路面において、切削オーバーレイ等の舗装補修工事を実施。

　　　○　道路防災事業

　　 　① 異常気象による道路法面崩壊や落石発生等の道路災害を未然に防止するため、道路防災点検における要対策箇所を中心に法枠工やロックネット工等の防災対策を実施。

② 異常気象時通行規制区間等において、道路利用者の危険区域内への進入を防止することを目的に、無人で交通規制が可能な固定(空気)式規制設備の設置を実施。

　　　○　橋りょう補修事業

　　　災害発生時に救助･救急、医療、消火ならびに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するために定めた広域緊急交通路および交通遮断の影響が大きい箇所について橋りょうの耐震化をすすめている。また、橋梁の長寿命化を図るために計画的に補修、補強を実施。

1. **事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路事業負担金 | 大日共同溝等の維持管理に伴う関西電力㈱等からの負担金収入等 | 円145,086,029（予算執行機関収入）令和元年度274,450,955平成30年度307,513,783 |  |
| 道路事業寄附金 | 光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」道路照明灯の維持管理費への協賛等 | 円700,000（予算執行機関収入）令和元年度1,960,000平成30年度860,000 |  |
| 道路事業不用物品売払代金 | 　道路の維持管理上で排出された鉄くず等をスクラップ処分することによる収入 | 円7,145,987（予算執行機関収入）令和元年度1,307,867平成30年度5,788,693 |  |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路事業受託金 | りんくう共同溝等の維持管理に伴う泉佐野市等からの受託金収入等 | 円35,111,638（予算執行機関収入）令和元年度24,745,115平成30年度37,594,009 |  |
| 道路事業雑入 | 広告事業及び歩道橋リフレッシュ事業等の収入及び工事施工不良に係る調査費用 | 円25,246,123（予算執行機関収入）令和元年度8,122,810平成30年度8,075,949 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路維持修繕費<道路橋りょう費> | ・補助国道及び府道において路肩に堆積した土砂の除去、雑草刈取、モータースィーパーによる舗装面の土砂塵芥の除去等を実施・道路通行の安全確保を図るため、路面排水不良の箇所の側溝、集水桝の整備や、交通安全施設の維持補修を実施 | 円4,434,950,854 （本課執行）93,133,657（部内他課執行）54,482,001（予算執行機関執行）4,285,877,860（他部局執行）1,457,336令和元年度4,559,798,128平成30年度4,116,403,891 |  |
| 舗装道補修費<道路橋りょう費> | 補助国道及び府道において舗装道の舗装補修工事を行うとともに、騒音対策として大阪中央環状線外の低騒音舗装を実施 | 円2,397,574,300（予算執行機関執行）令和元年度2,372,134,705平成30年度2,534,856,292 |  |
| 道路防災費<道路橋りょう費> | 道路災害発生の恐れある箇所について国道423号外の防災工事を実施 | 円1,475,254,570令和元年度2,001,354,202平成30年度1,250,856,925 |  |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 橋りょう補修費<道路橋りょう費> | 国庫補助を得て、泉佐野岩出線田尻スカイブリッジ等の耐震補強工事等を実施するとともに、府単独事業として、管内橋梁の劣化の著しい橋梁等について補修補強を実施 | 円5,476,774,479　　　　　　 （他部局執行）3,662,668 （予算執行機関執行）5,473,111,811　  令和元年度4,645,403,854平成30年度3,857,005,050 |  |
| 交通安全施設等整備費<道路橋りょう費> | 補助国道及び府道において、老朽化した道路照明柱の更新等を実施 | 円359,385,600　　（予算執行機関執行）令和元年度159,757,239平成30年度60,000,000 |  |

(9)　交通安全施設グループ

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する道路について、警察等関係機関との連携を図りながら、通学路などの安全対策をはじめ、歩道等の整備やバリアフリー化、交差点改良、道路照明、道路標識等の交通安全施設を整備し、道路における交通環境の改善や交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化などの交通の安全を確保するための対策~~事業~~を推進した。

また、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年4月）」を受け策定した「大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）（平成31年3月）」に基づき、自転車関連事故や自転車交通量の多い区間などを対象に自転車通行空間の整備を実施した。さらに、「大阪府無電柱化推進計画（平成30年3月）」に基づき、都市防災の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の観点から道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する電線共同溝の整備を推進した。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう費負担金 | ・主要地方道茨木摂津線他における、交通安全事業の実施にかかる吹田市他からの負担金収入・一般府道堺阪南線外における、電線共同溝事業の実施にかかる電気事業者等からの負担金収入 | 円214,409,552（予算執行機関収入）令和元年度30,164,452平成30年度4,769,005 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 交通安全施設等整備費<道路橋りょう費> | 道路交通の安全を図るため、通学路などの安全対策をはじめ、歩道等の整備やバリアフリー化、交差点改良、道路照明、道路標識等の交通安全施設を整備 | 円3,161,393,998（本課執行）1,252,900（予算執行機関執行）3,155,871,974（他部局執行）4,269,124令和元年度2,872,116,077平成30年度2,956,681,942 |  |
| 道路改良費<道路橋りょう費> | 社会資本整備総合交付金等により、大阪港八尾線外電線共同溝事業等を実施。 | 円493,343,436 （予算執行機関執行）令和元年度734,280,899平成30年度494,028,191 |  |

(10)　安全対策グループ

安全対策グループでは、自転車安全利用の推進等、各種交通安全対策を総合的に推進するため、大阪府交通安全対策会議において「大阪府交通安全実施計画」を策定するとともに、大阪府交通対策協議会による「交通マナーを高めよう！」府民運動及び各種交通安全運動等の企画立案とその実施に努め、広く府民の交通安全に関する普及啓発活動を推進した。

１．大阪府交通安全実施計画の策定

交通安全対策基本法及び条例により知事の附属機関として大阪府交通安全対策会議を設置し、大阪府内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である「大阪府交通安全計画」を５年毎に策定するとともに、毎年度、大阪府及び指定地方行政機関等が講ずべき施策に関する計画である「大阪府交通安全実施計画」を策定している。

令和２年度には、「令和２年度大阪府交通安全実施計画」を策定した。

(１) 根拠法令

交通安全対策基本法、大阪府交通安全対策会議条例

(２) 大阪府交通安全対策会議の構成

○　会　長　　大阪府知事

○　委　員　　指定地方行政機関の長等　18名

○　幹　事　　関係行政機関の職員　　　26名

（３）「令和２年度大阪府交通安全実施計画」の策定

○　と　き　令和２年６月26日（金）～令和２年７月22日（水）

○　ところ　書面開催

○　内　容　「令和２年度大阪府交通安全実施計画」を策定し、その推進を図ることを決定した。

２．交通安全対策等の推進

府民の交通安全意識の高揚を図るため、各種の交通安全運動や交通安全教育、自転車の安全利用対策を推進している。

(１) 交通安全運動等の推進

交通問題を効果的に処理し総合的に推進するため、大阪府交通対策協議会を設置し、関係機関・団体の緊密な連携のもとに、各種の交通安全運動等を推進している。

ア．根拠規定

大阪府交通対策協議会設置要綱

イ．大阪府交通対策協議会の構成

○　会　長　大阪府知事

○　構成者　大阪府知事を含めて関係行政機関の長等　26名

ウ．令和２年度主要実施事業

①　春の全国交通安全運動

○　実施期間　令和２年４月６日（月）～４月15日（水）

○　実施内容　ラジオ広報、推進要綱、ポスター、リーフレット

点字リーフレット、広報啓発ビデオの作成

※交通安全運動行事については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

②　夏の交通事故防止運動

○　実施期間　令和２年７月１日（水）～７月31日（金）

○　実施内容　リーフレット、点字リーフレットの作成、ポスターの配布

③　秋の全国交通安全運動

○　実施期間　令和２年９月21日(月)～９月30日（水）

○　実施内容　ラジオ広報、ポスター、リーフレット、点字リーフレットの配布

※令和２年おおさか交通安全ファミリーフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したが、その代替えとして啓発動画を作成

④　自転車マナーアップ強化月間

○　実施期間　令和２年11月１日(日)～11月30日（月）

○　実施内容　ポスター、リーフレットの配布

○　行事の実施

自転車マナーアップキャンペーン

・　と　き　令和２年11月14日（土）

・　ところ　YouTubeによるライブ配信

・　内　容　交通安全教室、自転車関連安全グッズ紹介、自転車交通安全コンテスト表彰ほか

⑤　年末の交通事故防止運動

○　実施期間　令和２年12月1日（火）～12月31日（木）

○　実施内容　リーフレット、点字リーフレットの作成、飲酒運転根絶広報ポスターの配布

⑥　高齢者運転免許自主返納サポート制度

　　　　○　実施内容　高齢者の運転免許を自主返納させるため、サポート企業、店舗を募集し返納を促進させる。

サポート企業数：821企業（R03.3.31 現在）

⑦　年頭会議

○　と　き　令和３年１月26日（火）～令和３年２月19日（金）

○　ところ　書面開催

○　内　容　令和３年「交通マナーを高めよう！」府民運動大綱を策定し、その推進を図ることを決定した。

(２) 交通安全教育の推進

交通事故の被害者になりやすい高齢者と子どもに、交通安全に関する知識や交通安全意識、交通マナーの向上を図るため、交通安全教育を推進していく。

ア．令和２年度主要実施事業

　交通安全教育指導員派遣事業

地域の交通安全推進団体等が実施する交通安全教室等へ指導員を派遣した。

○　実施期間　令和２年４月１日（水）～令和３年３月31日（水）

○　内　　容　交通事故の特徴、歩行中・自転車乗用中の注意点、実技指導ほか

○　派遣回数　26回

○　参加者数　約2,800名

イ．幼児交通安全関係啓発資料の作成

戸外での活動が活発になる幼児とその保護者向けにリーフレットを作成した。

○　名　　称　「ようじのこうつうあんぜん」

○　内　　容　道路を歩くとき・雨降りのとき・車に乗るときの注意点ほか

○　作成部数　85,200部

ウ．大阪府母と子の交通安全クラブ連合会　事務局

　　　　　幼稚園等を単位とした地区クラブ及び会員に対して交通安全教育を積極的に推進し地域における交通安全意識の高揚を図る目的として設立。

　○会員数　　大阪府内50地区、441クラブ、約99,000名

　○活　動　　母親活動指導者研修会、交通ボランティア等ブロック講習会など。

(３) 放置自転車対策の推進

自転車の交通事故防止と交通の円滑化並びに駅前広場の良好な環境の確保等を図るため、市町村に対して法律に基づく条例の制定を働きかけるとともに、実態調査及び啓発活動を推進している。

ア．根拠法令

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

イ．条例の制定状況

○　条例制定　33市６町

○　未制定　　 ３町１村

ウ．駅周辺における放置状況（平成31年度実態調査による）

○　放置駅数　28駅（調査駅518駅）

○　放置台数　6,186台

※１駅について、放置自転車100台以上の駅を集計（調査は隔年で実施）

エ．駅前放置自転車クリーンキャンペーン

○　実施期間　令和２年11月１日（日）～11月30日（月）

○　実施内容　ポスター・リーフレット・ポケットティッシュを作成し、各市町及び関係機関に配布

３．大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定

大阪府内では、平成27年の自転車事故の死者数が50人に達し、平成26年に比べて＋16人と大幅に増加した。特に死者数の約５割が高齢者で、その死因の約８割が頭部損傷によるものであった。また、自転車が加害者となる交通事故によって、死亡や重篤な後遺障害が生じることにより、高額な賠償請求事例も発生している。このような問題は、大阪府域全体の共通課題となっていることを踏まえ、自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するため、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成28年4月1日に施行し、自転車保険の加入義務化の規定については、平成28年7月1日に施行した。

条例に基づき、条例の周知・啓発や自転車保険の加入促進、ルール・マナ―向上に向けた取組みなどを実施した。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 交通安全普及費＜交通対策費＞ | ・交通安全対策等の推進・交通安全教育の推進・自転車条例の周知啓発 | 円14,407,244令和元年度21,301,059平成30年度21,269,002 | 大阪府交通対策協議会設置要綱 |
| 少年サポートセンター運営費＜青少年指導費＞ | 大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 | 円8,160（本課執行）令和元年度8,160 |  |
| 災害基本対策費＜防災総務費＞ | 円1,440（本課執行）令和元年度1,440 |
| 運営費＜消防学校運営費＞ | 円480（本課執行）令和元年度480 |
| 庁舎管理費＜一般管理費＞ | 円480（本課執行）令和元年度480 |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 企画厚生事務費＜一般管理費＞ | 大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 | 円480（本課執行）令和元年度480 |  |
| 賦課徴収費＜賦課徴収費＞ | 円51,840（本課執行）令和元年度56,160 |  |
| 地方税徴収機構運営事業費＜徴収機構運営費＞ | 円1,920（本課執行）令和元年度1,920 |
| 社会福祉行政管理費＜社会福祉総務費＞ | 円28,320（本課執行）令和元年度24,960 |
| 健康医療行政管理費＜公衆衛生総務費＞ | 円39,360（本課執行）令和元年度44,640 |
| 商工行政推進費＜商工業振興費＞ | 円12,960（本課執行）令和元年度12,000 |  |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 環境農林水産企画調整費＜農業総務費＞ | 　大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 | 円7,680（本課執行）令和元年度7,680 |  |
| 漁港管理費＜漁　港　費＞ | 円3,360（本課執行）令和元年度3,360 |
| 騒音振動規制指導費＜環境保全対策費＞ | 円960（本課執行）令和元年度960 |
| 動物愛護管理事業費＜動物愛護畜産振興費＞ | 円3,360（本課執行）令和元年度3,360 |
| 家畜保健衛生所費＜家畜保健衛生費＞ | 円480（本課執行）令和元年度480 |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 学校総務サービス事務管理費＜事務局費＞ | 　大阪府が所有・管理・使用する普通自転車の賠償責任保険の加入 | 円960（本課執行）令和元年度960 |  |
| 私立学校育成指導費＜私学振興費＞ | 円960　　　（本課執行）令和元年度960 |
| 運営費＜教育センター費＞ | 円1,920（本課執行）令和元年度1,920 |
| 維持管理費＜図書館費＞ | 円2,400（本課執行）令和元年度1,920 |
| 建設事業事務費＜都市整備総務費＞ | 円76,800（本課執行）令和元年度78,240 |
| 総務費＜土地区画整理事業費＞ | 円960（本課執行）令和元年度960 |